

行政常任委員会

令和 8 年 2 月 2 日（月）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 皆さん、おはようございます。

昨日から、紀州路に春の訪れを告げるヤーヤ祭りが開催をいたしました。5日の本祭に向けて、地域全体でこの地域を盛り上げていきたいと思っておりますので、皆様もヤーヤ祭りの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の議題は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗についてと、それから2点目は、次期「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」について、そして3点目が尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についての、以上の3点でございます。そのうち、次期過疎計画の持続については、3月定例会へ上程される予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速ですが、事項書の1番、第2期まち・ひと・しごと総合戦略の進捗状況の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 おはようございます。政策調整課です。よろしくお願いをいたします。

本日は、行政常任委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

政策調整課からは、最初に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗について報告させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

報告の内容につきましては、昨年12月に開催いたしました尾鷲市地方創生会議にて検証いただき、その後、地方創生会議からいただいた意見を含めて本日報告をさせていただきますものであります。

進捗の内容につきましては、委員会資料に基づき、担当係長から説明させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○松井政策調整課係長 それでは、資料に基づき説明いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。通知いたします。

令和4年3月に策定した第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、第7次尾鷲市総合計画前期基本計画と一体的に策定しており、まちの将来像である「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向け、社会情勢や国の

動向を踏まえ、人口減少対策、産業や経済の活性化、出産・子育て支援、移住定住の推進など、いわゆる地方創生に特化した具体的な事業計画を定めたものになります。

これら、地方創生に取り組む自治体に対しては、交付金や補助金の活用、企業版ふるさと納税の対象事業とすることができるなどといった財政的なメリットもごさいます。

また、総合計画前期基本計画と合わせて、令和4年度から8年度までを計画期間としており、昨年12月23日に開催した尾鷲市地方創生会議において、その3年目である令和6年度の取組について検証をいただきました。

この第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略検証シートは、総合戦略の四つの基本目標ごとにKPI等を整理し、地方創生会議の委員の皆様からいただいた意見をまとめたものになります。

まずは、基本目標1「稼ぐまちをつくとともに、安心して働けるようにする」についてであります。

こちらの上段部に記載の施策概要・目的につきましては、第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されているものであります。本市が直面している人口減少の進行とともに、労働力人口の減少、消費市場の縮小が進む中、地域の稼ぐ力を高め、魅力的な仕事、雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働けるようにすることを主な目的としており、その具体的な取組として、「まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現」、「安心して働ける環境の実現」の二つが掲げられております。

次に、その下の表、設定した指標についてであります。戦略策定時点で実績数値が出ていた令和2年度の数値を現状値として、令和4年度から令和6年度までの実績値、そして計画の最終年度である令和8年度の目標値をそれぞれ表とグラフで示しております。

一つ目の指標、市内在住の就業者数につきましては、令和8年度の目標値6,028人に対して、令和6年度の実績は5,115人となっております。

次に、二つ目の指標、1人当たり市民所得についての令和8年度の目標値が29万3,000円であり、これに対して、令和6年度の実績は31万7,200円となっております。

次に、グラフの下には、7ページから10ページに記載している個別の重要業績評価指標、いわゆるKPIの実績数値や取組項目の達成状況を100%達成したも

の、75%以上、50%以上、50%未満のものにそれぞれ集計したものを示しております。また、その横には、個別の今後の方針について、それぞれの集計を示しております。

基本目標1に係る個別のKPIの実績数値や今後の方針等の詳細につきましては、7ページから8ページの中段までを後ほど御参照いただければと思います。

次に、最下段には、地方創生会議の委員の皆様からいただいた意見を取りまとめております。

その主な内容としましては、二つ目の就業者数、1人当たり市民所得については、市税概要からの引用のため実体経済とかけ離れている、次期総合戦略を策定するに当たり、目標値の設定について検討が必要である。六つ目、大型製材工場の誘致により、人口や雇用が増加し経済の活発化が見込まれる。一方で、この誘致による人手不足の影響により、既存事業者から人材確保について懸念がある。七つ目、転入者の増加、空き家バンクの利用者及び移住者の増加が見られることは評価でき、内容を分析し今後の継続が望まれるなどの意見をいただいております。

次に、3ページを御覧ください。

基本目標2「繋がりを築き、新しいひとの流れをつくる」であります。

まず、先ほどと同様、上段の施策概要・目的について説明します。

本市は2019年で120人の転出超過となっており、その大半は多くの若者が進学、就職を機に都市圏に流出してしまうことから、それに対する具体的な取組として、移住・定着の推進、繋がりの構築の二つが掲げられております。

この基本目標における指標は、転入者数で毎年465人を目標としており、令和6年度の実績は503人でありました。

KPIの達成状況及び取組項目の今後の方針については、記載のとおりであります。こちらも詳細につきましては、8ページの中段辺りを後ほど御参照いただければと思います。

地方創生会議からの主な意見としましては、一つ目、「尾鷲高校まちいく」で故郷に住み続けたい、いつかは戻りたいと答えた割合が85.2%から42.5%に激減している。住み続けたいと思えるような起爆剤となる取組が必要である。三つ目、奨学金貸与者免除数について、目標設定値を増やしたほうがよい。また、尾鷲市に戻ってきた人に対して、就職した企業が奨学金を返金するなどの仕組みづくりについて、前向きに検討してほしいなどの意見をいただいております。

次に、4ページを御覧ください。

基本目標 3 「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」についてであります。

施策概要・目的について説明いたします。

尾鷲市の出生数は減少傾向が続いております。これには、未婚率の増加、子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、こうしたことを踏まえ、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備を推進することを目的としております。

その下の指標につきましては、尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査の結果を指標として設定しており、子育て支援の満足度は、目標値 3.0 に対して令和 6 年度は 2.81 となっており、二つ目の指標、地域医療体制の満足度は、目標値 2.6 に対して令和 6 年度は 2.2 となっております。

K P I の達成状況及び取組項目の今後の方針については記載のとおりであります。こちらでも詳細につきましては、8 ページの下段から 9 ページの上段を後ほど御参照いただければと思います。

地方創生会議からの主な意見としましては、産前産後サポートが必要な方にどこまでサービスが届いているのか、産後ではなく、産前にどれだけ情報発信ができるかが大切であるとする。産前に目を向けた対策が必要である。四つ目、尾鷲総合病院は市民にとって重要な医療機関である。病院の経営状態が報道で大きくクローズアップされ、市民を不安にさせてしまっていることがあり、正確に実態を知らせる必要がある。24 時間 365 日の救急医療体制を懸命に維持している状況を市民に理解してもらうことが重要であるなどの意見をいただいております。

次に、5 ページを御覧ください。

基本目標 4 「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる」についてであります。

施策概要・目的について説明いたします。

魅力的なまちづくりを進めるには、都市機能、日常生活サービス機能の維持・確保とともに、地域資源を最大限生かし、地域に付加価値を持たせることが必要であるため、活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保を推進することを目的としております。

その下の指標につきましては、こちらでも尾鷲市まちづくりに関するアンケート調査の結果を指標としており、これからもずっと尾鷲市に住み続けたいと答えた割合の全体合計、世代ごとの割合としております。

表の上段、「住み続けたい」と回答した割合（合計）は、令和 8 年の目標値が 8

0.2%に対して、令和6年度は61.3%となっております。

年齢別の目標値及び実績値は、それぞれ記載のとおりであります。

KPIの達成状況及び取組項目の今後の方針についても記載のとおりであります。こちらも詳細につきましては、9ページの4行目から10ページを後ほど御参照いただければと思います。

地方創生会議からの意見等としましては、一つ目、スポーツ関連の事業について達成率が低い理由が、高齢化による会員数の減少や担い手不足によるものとなっている。高齢者でも参加しやすい活動をスポーツとして設定できるかを検討する必要がある。二つ目、高齢化により、市内移動において困難を感じる方が増加している中で、ふれあいバスの全体的な増便や市内巡回運行の拡充を経費面を踏まえつつ検討する必要がある。また、子供に関わる移動の問題についても考える必要があり、輪内地域の子供たちが容易に尾鷲市街地へ来られるような仕組みについても検討が必要であるなどといった意見をいただいております。

次に、6ページを御覧ください。

総合的な指標について説明いたします。

本市の令和2年の出生数は62人、死亡数は310人であり、自然増減数は248人の減少、また、令和2年の転入数は440人、転出数は551人で、社会増減数は111人の減少となっており、自然増減と社会増減を合わせて359人の人口減少となっております。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が試算した尾鷲市の将来人口推計では、令和2年の自然増減数はおよそ243人の減少と推測されており、実際の自然増減数と比較して5人の減少超過となっております。

また、社会増減数では、およそ165人の減少と推測されており、実際の社会増減数では、54人の減少が抑えられております。

第2期総合戦略では、令和8年度の社人研が試算した尾鷲市の将来人口推計1万3,641人に対し、第2期総合戦略による取組を実施することで、人口減少幅を686人鈍化させ、尾鷲市人口ビジョンに掲げる人口の将来展望の1万4,327人を達成させることを目標とすることを記載しております。

その下の指標につきましては、尾鷲市人口の社会減少抑制数の累計を指標としており、令和8年の目標値246人に対して令和6年度は101人となっております。

また、もう一つの指標である合計特殊出生率につきましても、記載のとおりとなっております。

地方創生会議からの意見としましては、転入者増加の要因については、現時点では十分な分析に至っていないものの、幾つかの動きは確認されている。具体的には、外国人の在住者数が合計13人増加。また、空き家バンクを活用した移住者数についても、令和6年度は24人増加している。一方で、定住・移住相談窓口への問合せも増加しており、人口対策がある程度転入者数の増加に影響しているものと考えられ、転入者が増加していること自体は、前向きに評価できるものであるとの意見をいただいております。

続きまして、11ページのデジタル田園都市国家構想交付金に係る事業評価シートについて説明いたします。通知いたします。

こちらにつきましては、7ページから10ページまでに記載されている総合戦略に基づいた各事業のうち、令和6年度に国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施した三つの事業を記載しております。基本的に、この交付金を頂けるのは、一つの事業につき3か年までとなりますので、評価シートに記載の事業のうち、ナンバー1の事業は令和6年度から8年度まで、ナンバー2とナンバー3は、次ページになるんですけども、こちらは令和5年度から7年度までの事業となります。個々の事業については、9月の定例会にて各担当課より決算報告されておりますが、これらの事業については、事業の成果をはかる指標としてそれぞれKPIを設定し、KPIの当初値や目標値、そして実績値を記載しております。また、目標値に対する達成度合いや事業効果、今後の方針を担当課において作成し、その後、外部有識者で構成される地方創生会議の皆様より、事業の評価と意見等をいただきました。

それでは、それぞれの事業について、上から順番に説明させていただきます。

まず、一つ目のデジタル技術を活用した市内企業の活性化及び魅力発信事業について説明いたします。

概要としましては、市内事業者の生産活動を活発化させ、自立して持続した経済活動が実施されるよう、関係機関と連携しながら、市内企業の活性化やDXを推進し、市内事業者の支援を行うものであります。

また、デジタル技術を活用した情報発信により、関係人口の増加、尾鷲市への来訪者数の増加につなげるための取組を進めるものであります。

令和6年度は、市内企業の活性化、市内企業のDXの推進支援、デジタル技術を活用した魅力発信などの取組を実施しております。

こちらは四つの指標が設定されており、目標値を達成したものが二つ、目標値の7割以上を達成したものが二つとなっております。

担当課の評価としては、地方創生に相当程度効果があったとしており、実績値を踏まえた事業の今後については、事業の継続としております。

外部有識者からの意見としましては、伴走型支援事業による売上増加額については、単年度では100万円規模の事業ではあるものの、過年度からの積み上げを含めると、1,000万円規模の成果につながっていると考えられ、本事業が指標の達成に有効であったと認めるとの意見をいただいております。

次に、二つ目の交付対象事業、持続可能な地域を育む人材育成事業の説明をさせていただきます。

事業の概要としましては、東紀州5市町で連携し、地域における財産と言える産業、伝統文化を深く知ってもらい、地元を愛する人材育成のため、学び・体験の支援、地域に根づく担い手の受皿づくり、地域の魅力の情報発信、移住促進のためのウェブセミナーの開催などを行っております。

尾鷲市では、都市部での移住促進PR事業として、都市部で開催される移住相談会への参加、他市町と連携してのZoomによる移住Webセミナーの開催を行っております。

本事業のKPIについては、三つの指標を設定しており、目標値を達成したものが一つ、目標値の7割以上を達成したものが一つ、目標値の達成が5割未満のものが一つとなっております。

担当課の評価としては、目標値に対する達成度合いを踏まえて、地方創生に効果があったとしており、実績値を踏まえた事業の今後については、事業の継続としております。

外部有識者からの意見としましては、都市部への移住促進PRや都市部で開催される移住相談会、他市町と連携したZoomによる移住Webセミナーなど、各種移住関連イベントへの参加費用に交付金を活用することで、関係人口の拡大も含めた継続的な取組として、本事業が指標の達成に有効であったと認めるとの意見をいただいております。

次に、三つ目の観光DXでかがやく、観光地域づくり事業を説明いたします。

事業の概要としましては、一般社団法人東紀州地域振興公社が主な事業推進主体となり、地域全体の観光振興の在り方や具体的な取組を地域の観光に関わる全ての者と連携、協力して定め、役割分担の上で計画的に進める事業となっております。

令和6年度は、ポストコロナにおける観光DXを活用した新たな観光のカタチづくり事業として、東紀州地域映像・音声ガイド整備、また、インバウンドに対応し

た持続的な人づくりに向けた観光ガイド整備事業などを実施しております。

本事業においては四つの指標が設定しておりますが、一番下の指標については、令和7年度実施事業であることから、実績値がゼロとなっております。それ以外の指標については、全て目標値を達成しております。

担当課の評価としては、地方創生に非常に効果的であったとしており、今後の事業については事業の継続としております。

外部有識者からの意見としましては、観光消費額については、コロナ禍からの回復、増加の傾向が確認でき、一定の成果が見え始めている。また、音声ガイド事業についても、令和5年度の馬越・松本峠に続き、令和6年度の八鬼山でもアクセス数が増加しており、効果が表れているとの報告があった。加えて、5市町連携による観光分野の広域的な取組は、地域差のある事業と比べて相乗効果が高く、指標の達成に有効であったと認めるとの意見をいただいております。

デジタル田園都市国家構想交付金の補助率は2分の1であり、これら三つの事業費合計740万4,965円に対して、370万1,982円の補助金を活用しております。

以上で、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗についての説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

今の、先ほど、四つの基本目標を中心に、細かい分野まで簡単に説明をしていただいたんですけども、各、それぞれの事業につきましては、さきの決算報告でも若干は明記されていると思いますけれども、担当課の方々はかなり出席されておりますので、個々の問題についても、こういったことでも結構ですので、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○西川委員 2ページの上から二つ目の表で、住民1人当たりの市民所得ってありますよね。目標値が令和8年293万1,000円ってありますよね。現在が、令和2年で276万1,000円ってなっているんですけど、これ、大きな会社だと、給料の増額だけでこれは達成できると思うんですよ。例えば、従業員が3人、4人の建設会社であれば、これだけ物価高騰の影響であって、それでなおかつ従業員の収入を上げるということは、その会社の利益はもうなくなるに等しいんですよ。これ、ちょっと意味が分からんもんで、そういう、例えば尾鷲総合病院の看護婦さんに給料あげたいというんだったら、それは分かりますよ。お金払えばいいんですから。ところが、小さな会社になったときに、このマジックはどうやってこの

数字になったんですか。どんなマジックを使ったんですか。

- 三鬼政策調整課長　基本目標にもありますように、「稼ぐまちをつくるとともに、安心して働けるようにする」という目標があって、ここにある指標は、1人当たりの市民所得を標示しています。下のほうの地方創生会議からの意見にもあるように、いわゆるこの1人当たりの市民所得につきましては、税務課が作成している市税概要を根拠資料としております。ですので、そこにもありますように、実体経済とかけ離れているというコメントがありますように、定額減税が実施された年ですと、その要因によって、令和6年の数値が跳ね上がっているというところも、そういうところが指摘をされておって、今後、次期戦略を策定するに当たっては、この辺の指標をどう拾い上げることによって実態に近づけているかというところは、ちょっと宿題をもらっているところです。

委員の質問の、どういうところから算定しているかは、税務課が集計している市税概要の総所得から納税者人口で割り戻していますので、その辺を一つの根拠としております。

- 西川委員　それはペーパー上の話でしょう。僕は現実的にどういうことをすれば、こういう293万まで上がるのかなって思っていますよね。それで、年々、こんなことを言ったら失礼ですけど、生活保護者の方とかも増えてきていますし、そんなのでなったら、こういう数値はペーパー上だけじゃなく、実際に何をやったからこうなって、こういうふうに従業員の方の利益は上がりますよって。あくまで私が言っておるのは、小さい事業所の場合ですけどね。こういうふうに上がりますよというの。それを事業者の方に教えたってください。そういう総務課がどうたら、こうたら、税務課がどうたら、こうたら、その難しい言葉を言うんじゃなく、分かりやすく、こういうことをやれば、従業員の方にこういうふうな、令和8年度にはこういうふうに上げられますよ、おたくの収益を削らんでもできますよということをちょっと教えたってください。

- 三鬼政策調整課長　確かに委員おっしゃるように、いわゆる底上げをしていくにはどんな施策が必要かというところは、私たちの宿題でもありますし、一つの指数として市民所得を表示していくのも有効ではありますが、そのいわゆる把握の仕方やいわゆる働く場所をどう増やすかというところが、ここにも影響してくると思いますので、その辺は今後、検討して、努力していきたいと思っています。

- 西川委員　いや、働く場所どうこうじゃなく、どうやったら、今、働いている現状のところからこういうふうな夢みたいな数字の金額が出るんですかということ

を聞いておるんですよ。

○三鬼政策調整課長 再度申し上げますけど、これ、稼ぐまちをつくるために、どういう施策によって、市がいわゆる施策を打っていくべきかという、一つの指標でございます。その指標としては、働くことによって所得が増えるということも一つの目標値でありますので、そういう設定ですので、御理解いただきたいと思えます。

○西川委員 理解できません。

極端な話、もう最近は土日も休みになっていますよね。日当月給の方なんかは、逆に仕事したいという声はあるんですよ。手取りが下がるから。それを宿題だ、施策だって言わんと、何をしたらこういうふうになるかということをお教えください。言葉であれするのではなく、きちっと、こうすれば、こうなりますから、こうですって、宿題とかそんなのは、宿題の答えを先に書くものじゃないと思えますし、そういう分かりやすいところ、ちょっと教えてください。

○三鬼政策調整課長 ちょっと説明が不十分で申し訳ございませんが、この表の見方としては、いわゆる税務課が把握している所得を人数で割っていますので、こういう見せ方になっているのは御理解いただきたいと思えます。

その上で、委員がいわゆる御指摘いただいている、少数の事業者をどういうふうにして底上げしていくのかというのは、私たちも、この資料の根拠としては持ち合わせておりませんので、それにつきましては、雇用の場であるとか、雇用の場が増えて、いわゆる少人数のところにも波及効果が及ぶように、それは努めていかなければいけないところは御理解いただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○西川委員 もういいです。

○南委員長 他にございませんか。

○佐々木委員 基本目標2の転入者数の503人のうちの年齢分類というか、は分かりますでしょうか。

○松井政策調整課係長 転入者の令和6年の1月から12月までの分類なんですけれども、転入者数の分類で、合計282人のうち、一番、例えば21歳から30歳までが110人ぐらいで、次いで、31から40歳の年齢の方が……すみません、今、男性のカウントだけでしたので、男女で言うと、21から30歳がおおよそ200人で、31から40歳が大体100人になります。あとは、その次について、41から50歳が50名程度になっております。

○佐々木委員 それでは、ほとんどが労働生産人口というか、働く人が移住して

いるということなんでしょうか。

○松井政策調整課係長　　そうですね、なかなか転入時に、例えば理由というのまではなかなか聞けていないのが現状ではあるんですけども、今、三重県のほうが、人口減少対策課というところのほうが、この三重県内の、やっぱり委員おっしゃるように、転入の理由というのもちよっと知りたいというので、今、アンケートを出してはおるんですけど、ただ、なかなか毎月尾鷲に関するアンケートの、尾鷲市の転入とか、転出の理由は1件とかしかなかかなか答えてはくれないんですけど、それを見ると、転勤やとか、仕事やったりというのが大半を占めた回答になっております。

○南委員長　　よろしいですか。

○佐々木委員　　ほとんどが働く人、分からないですけど、実態は、ということなんですけれども、基本目標の1番の目標値が6,028人に対して、令和2年が5,879人から、令和6年は5,115人になっているんですね。これ、あと7年、8年でずっと多分減り続けていくと思うんですが、やはりこの転入者数の、今言われた数が入っての減ってきているということなので、その辺の、やはり今後、この目標値について、やっぱり大型事業を期待しているのでしょうか。

○三鬼政策調整課長　　確かに就業者数は雇用されている方、いわゆる、また、自営業の方も含めてですけど、そういうことも含めて、やっぱり雇用の場がないと、これは上がってきません。あと、転入につきましては、先ほど、いわゆる転勤を含めた若い世代の転出入もありますし、あとは移住者に限っては、割と若い世代から高齢者まで、私たちの移住相談窓口で相談を受けております。ですので、今後、この就業者数につきましては、企業誘致も含めまして、雇用の場を拡大することによって、この数値を上げていくということの一つの目標にしております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○西川委員　　今の転入者の話なんですけど、極端な話、三重県庁舎とか、警察署とか、海上保安庁とか、そういう人の移動のことを言っておるんじゃないんですか、それ。20代から30代という働き盛りの人のことは。それ、ごく一般の事業所に就く人のことじゃないですよ。

○三鬼政策調整課長　　確かにこれは転入者数を拾っていますので、通常の転勤の方も多く含まれていると思っています。

○西川委員　　じゃ、通常の転勤の人と、それと、本当に尾鷲へ来て働きたいとい

う人と、比率はどれぐらいの割合でしょうか。ざくっとでいいので。

○三鬼政策調整課長 集計した数字はございませんが、転勤に伴う方でしたら、就業している者と判断しておりますし、高齢者の方で移住相談窓口を使って来られる方については、年金暮らしの方も含めて、その辺について、正確な数字は持ち合わせておりません。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○中井委員 2ページのほうにあるように、地方創生会議で市有林について触れられていると思うんですけど、この後、温暖化についての資料も上がってくると思うんですが、ちょっと気になったことがあって、7ページの真ん中辺りの市有林の管理面積を見ると、約1,000ヘクタールの間伐等の施業面積ってあって、200ヘクタールの目標値のうち、131で、Jークレジットの認証取得面積が90ヘクタールってあるんですけど、その辺りの、どの辺りを間伐として見ていて、どの辺りをJークレジットとして見ていてという、今後の方針というか、その辺りを教えていただきたいなと思います。

○芝山水産農林課長 お答えいたします。

まず、この市有林の管理というところでいきますと、経営計画というものを立てております。その経営計画に基づいて、間伐をしたり、主伐をしたりということを進めているんですけども、令和に入ってから主伐というものをほとんど行っておりません。申し上げますのは、主伐をした後の植付け費用であったりとか、植え付けた後の下草刈り、枝打ち等々の経費がどうしても赤字化してしまいますので、その赤字を抑制するという意味で、主伐というものを行っておりません。

一方で、木材市場のほうに材は一定量搬出していきたいものですから、今は、尾鷲市の市有林はほとんど50年から60年生を迎えておりまして、切り時になっておりますので、利用間伐ということで、市場に出せるようないい材を切って行って、木材市場のほうには搬出していると。そうすると、その後の経費がかかりませんので、赤字をぐんと抑えられるということで、今、経営方針はそういう方針を取っております。

もう一つ、Jークレジットの取得というところでいきますと、尾鷲市が管理しております市有林で、人口林で280ヘクタール、それと、天然林で1,228ヘクタール、こちらを今、取得しておりまして、これは一気にモニタリングをして認証していただくのが、作業員の数でできないので、4段階、5段階にかけて増やして

いるというところで、今年度、今のところ、2,400トンほどのJ-クレジットをお認めいただいております。それを企業の皆様方に販売させていただいている。その収入も、この赤字であったりとか、次の森林整備のほうに使わせていただくというような形を取っております。

○中井委員 ありがとうございます。

J-クレジットと間伐というのは兼ねることはできるんですか。今ある森林の経営のことで、J-クレジットとかを分けて事業は書いてあると思うんですけど、そこは兼ねることはできるってことですよ。

○芝山水産農林課長 J-クレジット取得は森林経営計画に基づいてJ-クレジットが認証されておりますので、経営計画どおりで進んでおれば、間伐もオーケーです。主伐をしますと、その主伐した面積分はゼロにはならないんですけども、吸収量は当然下がってしまいますが、間伐はそう大きな影響はございません。

○中井委員 ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 2ページの基本目標1のところなんですけど、地域資源である海や山の恵みを活用した事業者の企業誘致を促進しますとありますが、今現在こういった誘致方法を考えていらっしゃいますでしょうか。

○三鬼政策調整課長 そこにもありますように、代表的なものは、中部電力跡地におけるSEAモデルも含めて、企業誘致につきましてはプロジェクトとしてさせていただいております。現時点では、議会にも報告をいたしてもおる範囲ですと、バナメイエビの陸上養殖の施設の誘致を今、商工会議所、中部電力と共に進めておったり、あと、そのほかも含めて企業誘致につきましては取り組んでおりますので、この辺につきましてはまた随時報告はさせていただきたいと思っております。

○中村委員 今現在把握していますバナメイエビの養殖事業であったりとか、おわせSEAモデルの事業、あるんですけど、それ以外の事業の企業誘致というものも計画とかはありますか。

○三鬼政策調整課長 確かに、具体名はまだ申し上げられる範囲ではございませんが、幾つかの企業からは進出についての御相談は賜っております。その具体性につきましては、いろんな形で今、検証しております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○西野副委員長 基本目標2の1番の移住・定着の推進のところなんですけど、

尾鷲で移住を促す支援として、地域創生移住支援事業を行っていますが、これを利用している人っておられますか。

○三鬼政策調整課長 委員御指摘のもの、移住支援金を使って、首都圏からこちらのほうに移住を促進する手段として補助金を尾鷲市がやっております。これ、首都圏で主にIT企業の方がよく利用されるんですけど、こちらへ引っ越してきても、その会社に所属したままその仕事をウェブ上で続けられる方に対して、単身の方で60万円、夫婦の方で100万円、子供が1人いれば100万円加算という、そういう予算を組ませてもらってまして、この直近5年の中では、単身の方がお一人と夫婦が1組移住されて、この支援金を活用されております。

そのほかにも、確かに今後、そういうIT企業だけじゃなしに、地元の企業に勤めることによって、この支援金を活用するためには、マッチング企業といいまして、その会社を指定して就業していただく必要がございますが、現在、その会社が1社しか登録がございませんので、その辺につきましては、今後広げられるように努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○西野副委員長 それ、県のマッチングのやつでしたよね。なので、県と市でそちらの力を合わせて、企業とかを増やすような努力ってできますか。

○三鬼政策調整課長 確かに担当者とも話はしている最中のございまして、やはりこういう窓口を広く求めて、いわゆる条件を緩和していくことは非常に大事だと思いますので、その辺については前向きに検討させていただきたいと思います。

○西野副委員長 ありがとうございます。

○南委員長 よろしいですか。

○西野副委員長 まだあります。

次の質問なんですけど、地方創生会議からの意見のところ、3番、奨学金貸与者免除数についての部分なんですけど、今、県内で、熊野市、伊賀市、志摩市、伊勢市などで、一定期間の定住、就業を条件としている奨学金支援制度があるんですけど、このような返還支援制度を検討とか、されたりはしないでしょうか。

○柳田教育委員会教育総務課長 教育総務課です。

副委員長の御質問なんですけれども、いわゆる一般的な尾鷲市が実施しているような、尾鷲市が創設している奨学金に対しての免除制度とはまた別に、いわゆる日本学生支援機構などで御利用されたものに対しての奨学金の返済を市がサポートするというような制度のことかとは思いますが。

尾鷲市も独自の奨学金の免除制度はあるんですけども、現在のところ、いわゆる学生支援機構などの奨学金に対して調整するというような制度はありません。熊野市等も、商工観光課がこの担い手不足への対策というような形で、そのような制度のほうを創設していると聞いております。今後は、そういった人口減少対策や担い手不足等も含めた上で、関係する部署とも協議は必要かなと思っております。

○西野副委員長　　今の奨学金規則にある、奨学金を受けた者の免除対象に、地方公務員と国家公務員は免除対象から除外されるという文があるんですけど、その理由、教えていただけないでしょうか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　本市の奨学金の要綱の中にも、副委員長がおっしゃられたとおり、公務員への返済免除は対象外ですというようなことが明記されております。これは、これら奨学金の制度が立ち上がった頃に、恐らく税金を原資とした給料を受け取っている公務員に対して、さらに公的なお金で返済を免除するというのは公平性に欠けるんじゃないかというようなことがあったのではないかとということと、以前の話にはなりますが、行政職に関しては非常に志望者数が多かったというようなことで、それをインセンティブとして、奨学金免除というものをせずにも人が集まって応募があったというようなことも、この免除対象外になった理由の一つになっているのではないかなと思っております。

○西野副委員長　　優秀な人材確保のためにも、この文があるとなかなか集まりにくいんじゃないかなと思うんですけど、この文はどうでしょうか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　教育委員会の中でも、会計年度任用職員であったり、学校のほうの介助員さんであったりというような中では、なかなか人が集まりにくいような状況になっておりますし、市におきましても職員の確保に苦慮しているというようなことを聞き及んでおります。他の市町村では、この免除対象外の制度を廃止するような方向も、動きも出始めておりますので、今後、社会情勢等を含めた上で、協議のほうをしてまいりたいと考えております。

○西野副委員長　　廃止できれば廃止していただきたいです。

○南委員長　　他にございませんか。

○芝山水産農林課長　　委員長、すみません。

私は今、中井委員の答弁の中で、説明の中で、ちょっと数字を間違えましたので、訂正をさせていただいてよろしいですか。

○南委員長　　はい。

○芝山水産農林課長　　先ほど、J-クレジットの市有林の面積なんですが、人工

林が813ヘクタールが正しい数字です。すみません。私、たしか280とかって申し上げたと思います。

○南委員長 はい、そうです。280。

○芝山水産農林課長 813ヘクタールが正しく、また、天然林は1,228ヘクタールです。

今年度取得できているトン数が、2,400トンほどと申し上げましたが、正確な数字は2,404トンが正確な数字でございます。申し訳ございませんでした。

○南委員長 参考までに、2,404トンで、金額にしたら。

○芝山水産農林課長 今、当初のプライム市場の相場では、大体1トン5,000円から6,000円ぐらいで取引していただいております。ただ、本市はそれよりも高い8,000円で、今、やり取りさせていただいております。

○南委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、次の報告に入らせていただきますもので。

担当課の皆さん、これで終わりでしょう、まち・ひと・しごとのほうは。御苦労さんでした。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時46分)

(再開 午前10時54分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」(案)についての説明を求めます。

これにつきましては、昨年11月に行政常任委員会で説明をいただいて、その後、パブコメを取って、三重県のほうで申請をして承認されたということでございますので、再度御報告を求めます。

○三鬼政策調整課長 続きまして、次期「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」(案)について説明させていただきます。

過疎地域持続的発展計画とは、過疎法に基づく国の支援として、充当率が100%、元利償金の70%が交付税で措置される有利な過疎対策事業債を活用する前提条件として定める必要がある計画でございます。

委員会資料の13ページを御覧ください。通知させていただきます。

○南委員長　　お願いします。

○三鬼政策調整課長　　計画策定の経過について、改めて申し上げます。

本市では、令和8年4月1日からの5か年を計画期間とする次期「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」の策定作業を進めており、昨年11月17日の行政常任委員会において、次期過疎計画案について報告をさせていただきました。

その後、当該計画案について、市民の皆さんからの御意見を伺うためのパブリックコメントを実施するとともに、計画内容の妥当性及び三重県の方針との整合性を確認するため、2回にわたり県との協議を行いました。

本日は、これらを踏まえた次期「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」（案）の修正内容について報告をいたします。

初めに、パブリックコメントにつきましては、昨年11月25日から12月9日にかけて実施した結果、1名から2件の意見があり、主な内容として、高齢者等の保健及び福祉の向上、増進と、ゼロカーボンシティの取組から1次産業への活性化につなげるための事業の推進の御意見がございました。

御意見の概要及びそれに対する市の考え方につきましては、次のページにパブリックコメントの実施結果として掲載しておりますので、御覧いただきたいと思いますが、特に本計画案の変更を必要とするものではございませんでした。

次に、三重県との協議につきましては、1回目を11月25日に実施し、その後、パブリックコメントでいただいた意見も踏まえ、2回目の協議を1月15日に実施しております。

その結果として、計画全体に関する修正として、三重県の方針との整合性を図りながら各施策項目の位置づけを整理し、取組内容について文言や表現の整理を行いました。

また、分野別の主な修正内容につきましては、後ほど、別冊「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」（案）にて報告いたします。

今後の策定スケジュールにつきましては、本日の行政常任委員会を踏まえ、令和8年第1回定例会に議案上程を行い、議決をいただいた後、「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」を公表することとしております。

ここで、別冊計画案について、前回との変更点を説明いたします。

別冊の58ページを御覧ください。通知いたします。

今回、新たに過疎債を活用する可能性のある事業として、表の中段に赤色で表示しております、「新ごみ処理施設整備事業に伴う市道真砂線道路整備事業」を追加

いたしました。

続いて、83ページを御覧ください。通知いたします。

ここでの追加事業は、上から2行目に赤色で表示してあります「中村山公園遊具整備事業」でございます。なお、同じページに赤色で表示しております「尾鷲青年の家和光荘解体事業」は、前回の委員会資料にてハード事業として区分しておりましたが、解体のみの事業はソフト事業に該当しますので、今回、修正をいたしました。

前回の委員会で御説明させてもらった資料からの変更点は以上でございます。

説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○南委員長 説明は以上でございます。

特に御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○中井委員 須賀利の方から御意見いただいていると思うんですけども、交通の面に関して、これが答えではないと思うんですけど、集落支援員の移動支援について、今って、もし集落支援員が移動支援をした際の保険の適用というのは、今、どういう現状になっていますかね。

○三鬼政策調整課長 担当課は市民サービス課でございます。今、検討している最中ですが、聞き及んでいる範囲でお答えいたします。

基本的には、集落支援の活動としては、集落の課題解決の中に、見守りであるとか、いろんな支援の中に、移動支援を項目として掲げている集落、ございます。それにつきましては、基本、個人の方の所有物を使ってしているものもございますが、それにつきましては、国の許可も得て、そういう保険制度を活用している事業体もございますので、これにつきましては、現在、そういう保険の適用について、担当課で今、お話をしている状況と聞いております。

○中井委員 分かりました。ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、過疎計画についての審査は終わります。

これはもう3月定例会で上程されるということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしくお願ひします。

それでは、ありがとうございます。

引き続きまして、環境課の方に入ってください。

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、尾鷲市地球温暖化対策実行計画についての説明をお願いいたします。

○山本環境課長　それでは、環境課において策定中の尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について御説明いたします。通知させていただきます。

資料1を御覧ください。

まず、策定の背景と目的についてであります。

地球温暖化の影響により世界各地で気象災害が激甚化している中、本市におきましても、令和4年に尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言を表明しており、対策が急務となっております。

本計画は、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、市全域から排出される温室効果ガスの削減施策及び気候変動への適応策を総合的に推進することを目的としています。

計画の位置づけとしましては、本市の最上位計画である第7次尾鷲市総合計画を環境面から補完し、第3次尾鷲市環境基本計画との整合を図り、より脱炭素に焦点を当てた計画となります。

なお、関連計画である事務事業編につきましては、市が率先して取り組む内部計画として、現在、庁内で整合性を最終調整しております。そのため、今回の環境審議会においては、本区域施策編の合意形成を優先し、事務事業編の策定は市に一任いただくこととして、原案には記載しておりません。

次ページを御覧ください。

次に、計画策定の推進体制とスケジュールについて御説明します。

本計画は、副市長を委員長とする「尾鷲市地球温暖化対策実行計画庁内検討会議」、業務委託しております「株式会社エスプール」、そして学識経験者や産業界各代表等で構成される「尾鷲市環境審議会」の三つの体制により策定を進めてまいりました。

策定までの経過につきましては、令和7年7月の第1回審議会において諮問を行い、11月の第2回審議会を経て、本年1月19日の第3回審議会において、原案の最終審議及び答申案の承認をいただいたところです。

今後、2月にパブリックコメントを実施し、3月に計画を完成、公表する予定となっております。

続きまして、4、計画期間と削減目標についてであります。

基準年度を平成25年度、2013年度とし、目標を設定いたしました。

中期目標となる令和12年度、2030年度には、国の目標を上回り、三重県の目標と同水準である47%削減を掲げております。

長期目標となる令和32年度、2050年度には、カーボンニュートラルである実質ゼロを目指します。

なお、現状の2022年度の排出量は、基準年度比で30.4%減少しております。

2030年度の目標達成に向けては、森林吸収量には頼らず、省エネや再エネ導入により達成を目指すシナリオとしています。

5、目標達成に向けた主な取組は、大きく三つの柱で構成しております。

1点目は、省エネルギー対策の推進です。

市民・暮らしの分野では、ZEH、ゼッチや省エネ家電の普及、交通分野では、次世代自動車等、EV等の導入促進などを図ります。

2点目は、再生可能エネルギーの普及拡大です。

行政が率先し、避難所等へ太陽光発電や蓄電池を導入することで、災害時のレジリエンス強化を図るとともに、住宅・事業所への導入支援やPPAの普及啓発を行います。

3点目は、総合的な地球温暖化対策です。

豊富な森林資源の保全やJ-クレジットやブルーカーボンなどの吸収源対策、令和10年竣工予定の広域ごみ処理施設を見据えた廃棄物対策、熱中症への適応策等を推進します。

加えて、企業と連携した小学校への環境出前授業を実施し、子供たちから家庭への波及による市民全体の意識向上を目指します。

次に、環境審議会からの答申について報告いたします。

資料2を御覧ください。通知させていただきます。

令和8年1月27日付で四日市大学の高橋委員長より答申をいただきました。

答申では、計画の実行性を高めるため、市民・事業者の主体的な行動変容につながる周知啓発を行うことや全庁的な連携体制を強化すること、そして行政、市民、事業者が一体となった「オール尾鷲」の体制で脱炭素のみならず、地域課題の解決にも資する施策を展開すること等の意見を付されております。

また、毎年度のPDCAによる進捗管理と分かりやすい公表についても求められ

ております。

次に、計画書自体の構成について触れさせていただきます。通知いたします。

本計画書は第1章の背景から始まり、第2章で基本的事項、第3章で尾鷲市の地域特性を整理するなど、体系的に章立てしております。全部で第8章まであります。

また、市民の皆様にも具体的な行動をイメージしていただきやすくするため、施策の紹介においてピクトグラムを採用し、視覚的に誰が何を取組みればよいか直感的に伝わるよう工夫を凝らしており、市民・事業者の皆様への行動変容を後押しする内容となっております。

本計画書に関しましては、ページ数が多いこともありまして、後ほど御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、市民の方にも分かりやすくまとめた概要版も別冊で用意させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後に、今回、尾鷲市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するに当たって、委員の皆様から意見があったのが、尾鷲市が幾ら地球温暖化対策を進めていくといっても、実際に行動するのは市民であり、事業者の皆様になります。そのことから、普及啓発が大変重要になってくるとの話がありました。

昨年、尾鷲市の真夏は過去最大になるなど、温暖化対策を進めていくことが急務となっております。今回の計画を基に実行に移し、本市の環境を守っていただければと思っております。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

○南委員長 ありがとうございます。

課長、概要版、せっかくお手元にあるでしょう、皆さんの。概要版だけでも簡単にちょっと改めて説明していただけますか。

○山本環境課長 それでは、1枚にまとめさせていただきました概要版について説明させていただきたいと思っております。

これに関しまして、内容に関しましては、百数十ページという本計画をそのまま見ていただくことに関しましては、市民の皆さんもかなり見づらいというか、ちょっとボリュームがありますので、要点を整理しづらいということで作成させていただいております。

今回、まず、一番左上に書いております「海と森の恵みを生かし 未来へつなぐまち おわせ」、これを目標のためのスローガンとして掲げさせていただきました。

今回の計画に関しましては、まずは中期目標としまして、令和8年度から令和1

2年度までの目標として掲げております。

まず、気候変動の影響としまして、近年の地球温暖化に伴う極度な高温、大雨の頻度と強度の増加を拡大させ、洪水、干ばつ、暴風雨による被害も深刻化しています。これは全国的なことなんですけれども、尾鷲市においても適用される内容となっております。そのため、尾鷲市においても、温室効果ガスの排出量を削減する緩和策と、気候変動による悪影響を最小限に抑える適応策を両輪で推進して、これらの環境危機に対応していく必要が迫られているというふうに考えております。

次に、本計画の位置づけに関しましては、先ほど説明させていただいたとおり、第7次尾鷲市総合計画が一番上位の計画にありまして、その次に環境課が中心となって策定した第3次尾鷲市環境基本計画、そこの部分で、地球温暖化に特化した今回の計画というふうな位置づけになっております。

右のほうのページに関しましては、将来像、先ほどのお話のとおりです。

二酸化炭素排出量削減目標ということを見まして、地球温暖化ガスと言われているものは様々なものがあるんですけど、二酸化炭素がそのうち90%以上を占めているということになりますので、尾鷲市の今回の目標に関しましては、二酸化炭素排出量のみので計画を策定させていただきました。

基準年度の2013年度から比較しまして、2022年度の現状も減っておりますが、2030年度には三重県と同じ目標である47%の削減、長期目標としまして、2050年度にはカーボンニュートラル、いわゆる排出量と吸収量を合わせてゼロにしていく目標というのを掲げさせていただいております。

そのためには、再生可能エネルギー導入目標としまして、太陽光発電等、様々な再生可能エネルギーを導入していきたいと考えております。

続きまして、次のページなんですけど、2ページ目に関しましては、目標達成に向けた施策、①、②、③に関しましては、先ほど、それぞれ説明させていただきましたが、このような形で、それぞれの対策を記載させていただいております。この対策を中心として、尾鷲市としましてはカーボンニュートラルを目指していきたいというふうに考えております。

一番下に関しましては、「できることから始めよう！チェックリスト」ということになっておりまして、市民の皆様、事業者の皆様が、こういうことをやれば、これだけCO₂を削減できるというものを、目に見えて分かるようなものとなっております。

一番上の①省エネ、テレビを見る時間を短縮する、1日当たり0.02キログラ

ムのCO₂削減ができます。シャワーに使用する水を小まめに止める、1回当たり0.1キログラムのCO₂削減ができるようになっております。こういうことを見ていただきますと、目に見えて自分たちでCO₂削減ができるのだなということが分かりますので、こういったものを、皆さんにも、市民の方にも知っていただきたいというふうに考えております。

概要版の説明に関しましては以上となります。

○南委員長 ありがとうございます。

実行計画案の報告は以上でございます。

御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員 市民が何ができるかというところが一番大事だということで、説明も受けたんですけど、確かに市民が何ができ、市は何ができるのかということになると思うんですけど。計画書は計画書として。実際、3ページ、4ページの中で、J-クレジットとか、森林の関係については、今、ちょっと尾鷲市は進んでいると思っています。それはそれでいいんですけど、気候変動適応の中で、クーリングシェルター開設等ということで、熱中症対策、去年の夏は特にそうやったんやけど、ちょっと調べておると、尾鷲市でも既に設定されていると思うんですけど、そこら、ちょっと説明ください。

○久保環境課主任 クーリングシェルターにつきましては、現在、36か所、指定させていただいていまして、主に市内の事業者様の協力を得まして、後は、公共施設、それを合わせて今、36か所という形になっています。

特別警戒アラートが発動時に避難所開設という形なんですけれども、尾鷲市の場合にはもう事業者様に説明させていただきまして、夏の場合、もう本当に体調が悪くなれば駆け込みできるようなところにしていただいている状況です。

○仲委員 それはまあ結構なことだと思うんですけど、特に子供たち、夏休み等については、子供たちがこういうシェルターが開設されているんですよというような広報を特にお願いしたいと思います。まだシェルター、どこどこに入れるというのは、市民の方は知らない方が多分多いと思うので、よろしくをお願いします。

○山本環境課長 クーリングシェルターに関しましては、令和6年度から進めている事業ではあります。ホームページ等で全てのクーリングシェルターの場所等は記載してはいるんですけど、なかなかお子さんが見るということではないとは思いますが。こういったことに関しまして、なるべくお子さんたちというのが、外で遊ぶ機会が増えることがやはりよいことかと思っておりますので、そういったときにクーリン

グシェルターがここに、近くにあるというふうに分かれば、親御さんたちも安心して外で遊んでもらっても大丈夫ということになりますので、この点に関しましては、教育委員会等にも既にいろいろと協力してはいただいているんですけど、さらに連携強化していきたいと思います。

以上です。

○南委員長　　よろしいですか。

○野田委員　　再生可能エネルギーの普及拡大ということで、太陽光導入支援って書かれているんですけども、こういったことの具体的な支援策は教えていただくこと、可能でしょうか。

○久保環境課主任　　現在、既に尾鷲市のほうで個人の屋根置き型の太陽光につきましては、補助金のほうを創設させていただきまして、今、本年度であれば1件、申請のほうがあるような状況です。そういったものを活用させていただきまして、太陽光の普及拡大、こちらを目指したいと思います。

○野田委員　　その補助金の割合というか、そういったものも教えてもらえますか。

○久保環境課主任　　太陽光のパネル、そして蓄電池、こちらがセットになりました。最大で60万程度、キロワット数により、その割合というのは変わってくるんですけども、うちとしては5キロワットのパネル、5キロワットの蓄電池、それで最大ですと約60万という感じになっています。

○野田委員　　分かりました。ありがとうございます。

○佐々木委員　　先ほど、クーリングシェルターのこととも言われたんですけども、この47%削減を目指す中で、やはり先ほど説明の中であったように、市民とか、事業者、一体になって取り組んでいかないと実現していくことは難しいということで、概要版というのを作って、分かりやすく作っています。これはなかなか本当に余分に大変やと思うんですけど、このせっかく分かりやすい概要版、ここに、やっぱりチェックシートというところが、やっぱり市民の方から見ると分かりやすいと思うので、周知をしていくのにこの概要版をどういうふうにして市民の方に広めるかって、見ていただくか、そういう計画とか、やはり先ほどもホームページというとなかなか見られる方って限られると思うので、どういうふうな形でこの計画に対して周知をしていくかということをお教えください。

○山本環境課長　　先ほどからのお話もありますように、普及啓発活動、尾鷲市として取り組む一番重要な課題となっております。まずは、当然ホームページに上げて、誰でも見ていただけるという部分も大事かと思うんですけど、この計画が策定

して、実行に移すに当たっては、やはり広報おわせ等が一番市民の方が見ていただける部分ということになりますので、そちらも活用させていただきたい。それ以外に関しましても、尾鷲市として何かイベントがあることとか、そういったことがあるときに、こういった資料、1枚で大体が全て網羅しておりますので、そういったところで皆さんにも見ていただいて、私ども、小学校でも環境の授業をやらせていただいておりますし、それ以外でも生涯学習課とも協力して、環境教育ということでもさせていただいている部分があります。そこも活用させていただきながら、皆さんに実際に行動に移していただけるような形に持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○南委員長　　よろしく申し上げます。

他にございませんか。

○小川議長　　電気の太陽光パネルとか、そんなのを今、聞いたんですけれども、照明、LEDとかありますよね、省エネの。あれ、する場合に補助金とか、そういうことは、切り替えた場合にするとか、そういうのは、全然計画はないですか。

○山本環境課長　　現状、LEDの交換ということに関しましては、尾鷲市としての補助はないわけなんですけど、公共施設におきましてはLED化が補助とか、起債対応をしている部分もあります。ですので、市民の方に関してLEDの補助というのは難しいんですけど、尾鷲市における事業において進めていきたい。

それと、三重県におきましては、「みえデコ活！省エネ家電購入応援キャンペーン」、こういったものもありまして、そういったところで、尾鷲市独自ではできないんですけど、そういう形で県の補助金といろいろ活用しながら進めていければというふうに思っております。

以上です。

○小川議長　　他市町なんですけど、祭りのちょうちんであるとか、いろんなそんなイベントのちょうちんとか、それをLEDに変えたりすると、補助金つけていますよという、そういう自治体も増えていきますよね。今、三重県がLED四十何%って言いましたけど、三重県結構、尾鷲市進んでいるのかなと、結構データを見ると遅れていますよね。今後、支援金というのをもうちょっと出していかなきゃ駄目なんじゃないかと思うんですけど、その点は計画ありますか。

○山本環境課長　　実際のところ、すぐにといいわけではないんですけど、今回の答申におきまして、委員長から言われたことに関しましても、計画推進に必要な財

源の確保に努めてくださいという答申の内容もあります。ですので、こういったことを先進地の事例を参考にさせていただきながら、環境課としても何ができるかというのをちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○小川議長 参考までに、三重県全体は全国で、県でいくと44番目で、けつのほうなんですよ。何とか頑張っていたきたいと思いますので、お願いします。

○南委員長 他にございませんか。

先ほど佐々木委員さんから質問あったように、やはり市民の協力なしに達成は難しいということですので、できるだけホームページ以外にも、広報おわせ等、また、いろんなイベントの中で分かりやすい資料をできれば作って、全戸配分していただけるような気持ちを持って、一生懸命環境問題に取り組んでいただきたいと思います。

それで、環境課の審査を終わります。ありがとうございました。

これで、行政常任委員会を閉会いたします。

(午前11時22分 閉会)